

## 森フェス会計事務処理規程

(趣旨)

第1条 この規程は、森フェスの会計に関し必要な事項について定めるものとする。

(指定金融機関)

第2条 指定金融機関は、「大分銀行 県庁内支店」とする。

(収入・支出)

第3条 収入伺あるいは、支出伺による事務局長の決裁を受けなければ金銭の収入あるいは支出をしてはならない。

ただし、現場において緊急やむを得ない場合については、1件につき5千円未満の支出に限り立て替え払いできる。

なお、資金前渡により支出した経費は、支出完了後速やかに精算しなくてはならない。

2 収入金は、指定金融機関の指定口座へ預金しなければならない。

3 見積書、請求書、領収書の証拠書類は、整理保存しなければならない。ただし、証拠書類を徴収しがたい場合は、その旨明らかにしなければならない。

(帳簿の記入)

第4条 金銭及び物品の出納をしたときは、所定の帳簿に記入しなければならない。

(現金の保管)

第5条 現金は、事務局長「森フェス事務局長」名義をもって金融機関へ預金し、必要に応じて出納するものとする。

(その他)

第6条 この規程に定めのない事項は、事務局長の指示により処理する。

付則 この規程は、平成20年3月4日から施行する。

一部改正 令和 5年4月14日 (名称の変更)

「森フェス」

決裁欄		No.	
事務局長	事務局員	起案日	年 月 日
		起案者	

### 収入（支出）伺

下記の金額を収入（支出）してよいか伺います。

記

金	円
---	---

1 収入（支出）科目

2 内容

3 収入（支出先）

4 差引簿

前回までの残高	今回収入額	今回支出額	総支出額